



就活生の意識調査アンケートへの回答を求められて連絡先を書いたら、後日無料セミナーに誘われ、その後有料の就活セミナーや就活塾に勧誘されたという相談や、「セミナーを受けたが、役に立たない内容だった」という相談が、近年増加しています。

また、「自己流の対策では失敗する。今ここで決められないような人間は、社会人としてやっていけない」などと強引に契約を迫られるケースのほか、「今の世の中、就職をしても収入は安定しない。金融の知識をつければ就活に活かせる」などといって、先輩や知人などから投資セミナーやビジネス教材などを勧誘されるケースもみられます。

就活生はさまざまな不安や焦りを抱えていると思いますが、それに付け込む勧誘には十分注意しましょう。不審に思ったり、トラブルになった場合は、すぐにご相談ください。



《アドバイス》

- ◎個人情報 は安易に伝えず、利用目的を確認しましょう
- ◎必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、ハッキリと断りましょう
- ◎安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう
- ◎契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります

参考：(独) 国民生活センター、消費者庁のホームページ

【相談窓口・問い合わせ先】

- ① 役場経済課 消費生活相談窓口
毎週火曜日 午前 10 時～午後 5 時
☎ 6 8 - 2 2 1 1 (内線 4 4 2)
- ② 茨城県消費生活センター
平日と日曜日 午前 9 時～午後 5 時 (日曜日は電話のみ)
☎ 0 2 9 - 2 2 5 - 6 4 4 5
- ③ 国民生活センター (消費者ホットライン)
土・日曜日、祝日 午前 9 時～午後 4 時
☎ 1 8 8 (いやや!) ※近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

- 消費税決算申告個別指導のお知らせ
▽日時 3月23日(火)
午前10時～午後3時まで
▽場所 利根町商工会 2階会議室
▽指導者 商工会顧問税理士佐原智一先生
▽必要なもの 消費税申告書、帳簿、通帳類・印鑑、令和2年分決算書、確定申告書の控、平成30・令和元年分決算書、確定申告書の控
▽決算手数料 10280円(商工会員は5140円)

- 利根町緑地運動公園ゴルフ練習場についてのお知らせ
令和3年3月31日をもちまして、利根町商工会での利根町緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理が終了します。長らくのご愛顧ありがとうございました。
今後のゴルフ場の運営につきましては、利根町役場都市整備課(☎ 68-2211)までお問い合わせください。
- ▽問い合わせ先 利根町商工会 ☎ 68-7417

商工会だより

商工会に加入しませんか？

商工会は、商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として設立された商工業者の組織です。
商工会では現在、新型コロナウイルス経済対策支援を実施しております。ぜひ、商工会へのご加入をご検討ください。

加入資格：町内で事業を始めて6カ月を過ぎた商工業(法人・個人・商店の方)は加入できます。お問い合わせください。

- ▽主な事業
 - ・金融、税務、経理、経営、労務等経営全般についての相談および指導
 - ・専門家派遣事業
 - ・各種共済制度加入促進
 - ・各種情報の提供
 - ・税務記帳指導、記帳代行および労働保険(労災保険・雇用保険)事務代行
 - ▽加入の手続き
 - ・商工会に所定の加入申込書がございますので記入していただきます。
 - ・加入金5000円(加入時のみ)
 - ・会費(口座振替または現金)
 - ・個人(月1500円) 法人(月2000円) 特別会員(月5000円)
- ※特別会員とは商工業者ではないが商工会の趣旨に賛同し事業などへご協力していただける方

男女共同参画ってなあに？ Part 83

女性の活躍について改めて考えてみませんか？

3月は、日本では多くの学校や企業などが年度末を迎え、卒業式や人事異動などにより新たな年度を前に慌ただしい時期となります。進級や進学、就職が決まり期待や不安で胸がいっぱいになっていたり、仕事の決算や異動の引継ぎなどで仕事に追われていたり、人それぞれかと思えます。

今回は、この時期だからこそ男女共同参画の観点から、女性の活躍や働き方について改めて考えていきたいと思います。

● 女性活躍推進法が改正されたことを知っていますか？

もともと、この女性活躍推進法(正式名称：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)は、国が少子高齢化により10年、20年後の将来の就労人口減少が予想される中で、課題解決のため2016年4月に制定された10年間の時限立法です。

また、この法律は就労人口の確保の核となる女性にスポットを当てた、女性が働きやすい環境づくりを企業に求める法律となっています。

そして、仕事と家庭生活を両立できる制度づくりをより推進するため、2019年5月に一部が改正されました。改正内容は以下の3点です。

1. 「一般事業主行動計画の策定・届出」の義務化が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主へと拡大

「一般事業主行動計画の策定・届出」が義務付けられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から、101人以上の事業主へと拡大(2022年4月1日施行)。

2. 「自社の女性活躍に関する情報公表」が101人以上の事業主で新たに義務化、301人以上の事業主で項目が増加

自社の女性活躍に関する情報公表について、101人以上の事業主が新たに義務化(2022年4月1日施行)。また、301人以上の企業については、公表項目を一つ以上から二つ以上に改正(2020年6月1日施行)。

3. 認定マーク「プラチナえるぼし」の新設

女性の活躍を推進する企業に付与される認定マークに「プラチナえるぼし」を新設(2020年6月1日施行)。

今回の改正により、行動計画策定の義務化や女性活躍に関する情報公表の対象となる企業の枠の拡大が図られ負担の増える企業が多くなりますが、一方で「プラチナえるぼし」などの認定を取得することができれば、女性の活躍をはじめ、子育てに配慮していることを対外的にも周知でき、企業イメージのアップや事業活動でのアピールにも繋がり、結果として企業のプラスになると考えられます。

● 女性活躍の現状とこれから

今回の改正以前から、官民ともにこの女性活躍推進法の取り組みを推進してきましたが、出産後に退職している女性は未だ49.6%(※1)おり、女性管理職比率においては目標の30%に対し10.9%(※2)と、現状は目標との差に大きく開きがあります。

しかし、女性活躍に関する取り組みは、まだ始まったばかりです。無意識的なジェンダーバイアスや、セクハラ・パワハラについても、より一層規制される可能性が高いと思われます。今後女性が活躍できる環境づくりを進めていくためには、やはり職場の環境改善に努めていくことが重要となります。

参考：※1 平成30年11月内閣府男女共同参画局

※2 内閣府男女共同参画局「階級別役職者に占める女性の割合の推移」(平成29年現在)

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係 ☎ 6 8 - 2 2 1 1 (内線 3 3 7)